

# 富山県バレーボール協会 旅費規程

## 第1条（総則）

富山県バレーボール協会の役員（派遣審判員含む）<sup>(注)</sup>に支払う旅費は、この基準による。

（注）各専門委員会が主催する会議等への参加者に対する旅費や、協会主催大会、V・プレミア、チャレンジリーグ派遣時もこの基準を適用する。

## 第2条（旅費の種別および構成）

旅費の種別および構成は、次のとおりとする。

| 種別  | 構成                                     |
|-----|--|
| 旅 費 | 交 通 費<br>宿 泊 費<br>宿 泊 日 当<br>日 帰 り 日 当 |

## 第3条（旅費の請求）

旅費は、各委員長・部長承認の上、事務局まで算定に必要な事項を連絡し請求することとする。また、主催者からの開催要項等があれば、添付することとする。

ただし、大会実施等、その場で精算する場合はこの限りではない。

## 第4条（旅費請求時期）

請求は原則として事後とするが、主催者からの開催要項等、客観的に証明できるものがあれば、所定の書類に必要な事項を記載のうえ事務局に請求し、事前に支払いを受けることができる。ただし、急用による欠席等、旅費支払事由が消滅した場合は、すみやかに返却することとする。

## 第5条（旅費の起点）

旅費は、原則として居住地を起点として計算する。ただし、勤務先からの方が順路であり、かつ出発したとき、またはやむをえず勤務先から出発したときは勤務先を起点とする。

## 第6条（交通費）

交通費は、次の利用基準の範囲内により支給する。

### (1) 公共交通機関利用

- ・実費。片道 50 km 超の場合は特急利用可（グリーン車利用不可）。
- ・航空機利用は、勤務先が北海道または九州各県（沖縄県含む）の場合、もしくは J R 利用と比較して安い場合に限定する。

### (2) 自家用車利用

#### ① 県外用務の場合

- ・出発地から目的地までの合理的な経路による J R 等公共交通機関料金相当額を支給（片道 50 km 超の場合は特急料金含む）する。
- ・複数人が同乗した場合、運転者にのみ支給する。

## ②県内用務の場合

- ・請求があった場合、自動車利用 1 kmあたり 25 円を支払う。
- ・距離計算にあたっては、1 km未満は切り捨てる。(例：4.5 km⇒4 km)
- ・旅費算定にあたっては、100 円未満は四捨五入する。
- ・目的地までの距離が片道 50 km超の場合は、有料道路利用料を加算して請求することができる。(休日・ETC利用料金とする)

[計算例] 出発地から目的地までの片道距離が 24.4 km (有料道路使用) のケース  
24 km×25 円=600 円 ⇒ 1,200 円を支給

## 第7条 (宿泊費)

宿泊費は、12,000 円を上限に実費を支給する。

- 2 上限額の範囲内なら、食事付も可とする。ただし、夕食が含まれている場合は、宿泊日当は支給しない。
- 3 北信越連盟申し合わせ事項に記載されている大会(北信越国体等)については、北信越連盟申し合わせ事項に従う。
- 4 主催者側で指定されたホテル等に宿泊する場合、その宿泊料を支給する。ただし、請求の際、必ずその事実が記載されている書類(要項等)を添付する。

## 第8条 (宿泊日当)

宿泊日当は、次表により支給する。

|           |
|-----------|
| 金額(1泊につき) |
| 2,000円    |

- 2 開催要項等に懇親会開催が明記され、各委員長がその出席を認めた場合、5,000円を上限に懇親会費を支給する。ただしその場合、宿泊日当は支給しない。

## 第9条 (日帰り日当)

日帰り日当は、次表により支給する。

|           |
|-----------|
| 金額(1日につき) |
| 1,000円    |

※大会運営など半日以上拘束される場合に適用し、会議・打ち合わせなどには適用しない。